湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱

平成22年3月19日 告示第366号 改正 平成23年7月20日告示第170号 平成24年7月5日告示第163号 平成25年2月6日告示第16号 平成26年6月18日告示第99号 平成27年12月28日告示第271号 平成28年3月30日告示第87号

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第2号の規定に基づき、 重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。) を給付する事業を実施することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進 に資することを目的とする。

(平25告示16・一部改正)

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、湖西市とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表に掲げる用具とする。

- 2 給付対象者は、市内に住所を有し在宅で生活をする者又は法第19条の規定に基づき 湖西市福祉事務所長(以下「所長」という。)が支給決定を行った施設入所者等で、 別表の対象者欄に掲げる障害者又は障害児とする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(平23告示170・平24告示163・平26告示99・一部改正)

(給付の申請)

- 第4条 用具の給付を受けようとする対象者又はその者を扶養する者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)により申請するものとする。(給付の決定)
- 第5条 所長は、前条の申請があった場合は、速やかに必要な調査等を行い、日常生活 用具給付調査書(様式第2号)を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

- 2 所長は、前項の規定により給付することを適当と認めたときは、申請者に対し日常 生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号。以下 「給付券」という。)を交付するものとする。
- 3 所長は、第1項の規定により給付することを適当でないと認めたときは、申請者に 対し日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(平23告示170・一部改正)

(用具の給付)

- 第6条 所長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売等を業とする者(以下「業者」という。)に依頼して行うものとする。
- 2 前条第2項の規定により用具の給付を受けることとなった者(以下「利用者」という。)は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(平23告示170・一部改正)

(利用者の負担)

- 第7条 用具(点字図書を除く。)の給付に係る利用者の負担は、費用の1割とする。 ただし、自立支援給付の補装具費による世帯における月額ト限額を限度とする。
- 2 前項で算出した額に1円に満たない端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 3 利用者は、前2項の規定により算出した額を業者に直接支払うものとする。 (費用の請求)
- 第8条 用具を納入した業者が、市に当該用具に係る費用を請求するに当たっては、給付券を添付するものとする。
- 2 業者が請求できる額は、用具の購入に要する費用から、利用者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(返還等)

- 第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。
- 2 所長は、用具の給付を受けた者が、その目的に反して当該用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(平23告示170・一部改正)

(排泄管理支援用具給付の特例)

- 第10条 所長は、排泄管理支援用具の給付については申請者の手続の利便を考慮し、 暦月を単位として半年を超えない範囲内で給付券を一括して交付することができる ものとする。ただし、当該年度末までの分を超えないものとする。
- 2 第7条に規定する利用者の負担については、1回の申請における排泄管理支援用具の購入に要する費用について算出するものとする。

(平23告示170・一部改正)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

(平23告示170・一部改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 新居町の編入の日の前日までに、新居町障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年新居町告示第61号)の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成23年7月20日告示第170号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月5日告示第163号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年2月6日告示第16号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月18日告示第99号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第271号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第87号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の湖西市移動支援事業実施要綱、第2条の規定による改正前の湖西市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱、第3条の規定による改正前の湖西市日中一時支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の湖西市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の湖西市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱、第6条の規定による改正前の湖西市障害者控除対象者認定に関する要綱、第7条の規定による改正前の湖西市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱、第8条の規定による改正前の湖西市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止め等に関する取扱要綱、第9条の規定による改正前の湖西市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱及び第10条の規定による改正前の湖西市介護保険料の減免に関する取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第3条関係)

(平26告示99・全改)

種	品目	対象者	対象者	性能	性能	耐	基準額
目		(障害者)	(障害者又は	(障害者)	(障害者又は	用	(円)
			障害児)		障害児)	年	
						数	
介	特殊寝	下肢若しくは		腕、脚等の訓		8年	154,000
護	台	体幹機能障害		練のできる器			
•		2級以上の者		具を附帯し、			
訓		又は難病患者		原則として使			
練		等で寝たきり		用者の頭部及			
支		の状態にある		び脚部の傾斜			
援		もの		角度を個別に			
用				調整できる機			
具				能を有するも			
				の			
	特殊マ	下肢若しくは	児童相談所又	じょくそう	失禁等による	5年	70,000
	ット	体幹機能障害	は知的障害者	褥瘡の防止	汚染又は損耗		
		1級の者(常時	更生相談所で	又は失禁等に	を防止するた		
		介護を要する	障害の程度が	よる汚染又は	めマット (寝		
		者に限る。)	重度又は最重	損耗を防止で	具)にビニー		
		又は難病患者	度であると判	きる機能を有	ル等の加工を		
		等で寝たきり	定された知的	するもの	したもの		
		の状態にある	障害児・者及				
		もの	び下肢若しく				
			は体幹機能障				
			害2級以上の				
			児童で、それ				
			ぞれ原則とし				
			て3歳以上の				
			もの又は難病				
			患者等で寝た				
			きりの状態に				
			あるもの				
	特殊尿	下肢若しくは	下肢若しくは	尿が自動的に	尿が自動的に	5年	67,000
	器	体幹機能障害	体幹機能障害	吸引されるも	吸引されるも		

ı		İ	İ	İ	i i	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1級の者(常時	1級の児童で、	ので、障害者	ので、障害児		
	介護を要する	原則として学	又は介護者が	又は介護者が		
	者に限る。)	齢児以上のも	容易に使用し	容易に使用し		
	又は難病患者	の (常時介護	得るもの	得るもの		
	等で自力で排	を要する者に				
	尿できないも	限る。)又は				
	の	難病患者等で				
		自力で排尿で				
		きないもの				
入浴担	下肢若しくは	下肢若しくは	障害者を担架	障害児を担架	5年	82,400
架	体幹機能障害	体幹機能障害	に乗せたまま	に乗せたまま		
	2級以上の者	2級以上の児	リフト装置に	リフト装置に		
	(入浴に当た	童で、原則と	より入浴させ	より入浴させ		
	って、家族等	して3歳以上	るもの	るもの		
	他人の介助を	のもの(入浴				
	要する者に限	に当たって、				
	る。) 又は同	家族等他人の				
	程度の障害を	介助を要する				
	有する難病患	ものに限る。)				
	者等	又は同程度の				
		障害を有する				
		難病患者等				
体位変	下肢若しくは	下肢若しくは	介助者が障害	障害児又は介	5年	15,000
換器	体幹機能障害	体幹機能障害	者の体位を変	護者が容易に		
	2級以上の者	2級以上の児	換させるのに	使用し得るも		
	(下着交換等	童で、原則と	容易に使用し	の		
	に当たり、家	して学齢児以	得るもの			
	族等他人の介	上のもの(下				
	助を要する者	着交換等に当				
	に限る。) 又	たり、家族等				
	は難病患者等	他人の介助を				
	で寝たきりの	要するものに				
	状態にあるも	限る。)又は				
	Ø	難病患者等で				

		寝たきりの状				
		態にあるもの				
移動田	下肢若しくは		介護者が重度	 介護者が重度	4年	159,000
			身体障害者を			100,000
			移動させるに			
			当たり、容易			
		·	に使用し得る			
			もの。ただし、			
			天井走行型そ			
	の		の他住宅改修			
		幹機能障害の	を伴うものを	を伴うものを		
		あるもの	除く。	除く。		
訓練椅		下肢若しくは		原則として附	5年	33,100
子		体幹機能障害		属のテーブル		
		2級以上の児		をつけるもの		
		童で、原則と		とする。		
		して3歳以上				
		のもの又は同				
		程度の障害を				
		有する難病患				
		者等				
訓練用		下肢若しくは		腕又は脚の訓	8年	159,200
ベッド		体幹機能障害		練ができる器		
		2級以上の児		具を備えたも		
		童で、原則と		の		
		して学齢児以				
		上のもの又は				
		難病患者等で				
		下肢若しくは				
		体幹機能に障				
		害があるもの				
カーシ	体幹機能障害		障害者が乗車		3年	50,000
-	若しくは乳幼		時における座			
	児期以前の非		位保持を可能			

		進行性の脳病		とする機能を			
		変による運動		有するもの			
		機能障害を有					
		する者で、障					
		害等級2級以					
		上の者又は同					
		程度の障害を					
		有する難病患					
		者等					
自	入浴補	下肢若しくは	下肢若しくは	入浴時の移	入浴時の移	5年	90,000
立	助用具	体幹機能障害	体幹機能障害	動、座位の保	動、座位の保		
生		者で、入浴に	児で、入浴に	持、浴槽への	持、浴槽への		
活		介助を必要と	介助を要し原	入水等を補助	入水等を補助		
支		する者又は難	則として3歳	でき、障害者	でき、障害児		
援		病患者等で入	以上のもの又	又は介助者が	又は介助者が		
用		浴に介助を要	は難病患者等	容易に使用し	容易に使用し		
具		するもの	で入浴に介助	得るもの。た	得るもの。た		
			を要するもの	だし、設置に	だし、設置に		
				当たり住宅改	当たり住宅改		
				修を伴うもの	修を伴うもの		
				を除く。	を除く。		
	便器	下肢若しくは	下肢若しくは	障害者等が容	障害者等が容	8年	29,800
		体幹機能障害	体幹機能障害	易に使用し得	易に使用し得		
		2級以上の者	2級以上の児	るもの。ただ	るもの。ただ		
		又は難病患者	童で、原則と	し、取替えに	し、取替えに		
		等で常時介護	して学齢児以	当たり住宅改	当たり住宅改		
		を要するもの	上のもの又は	修を伴うもの	修を伴うもの		
			難病患者等で	を除く。	を除く。		
			常時介護を要				
			するもの				
					転倒の衝撃か	3年	12,160
	護帽		は知的障害者				
			更生相談所で	できるもの	できるもの		
		害を有し、所	障害の程度が				

	長が必要と認	重度又は最重				
		度であると判				
		定された知的				
	有する難病患					
	者等	てんかんの発				
		作等により頻				
		繁に転倒する				
		もの又は平衡				
		 機能又は下肢				
		若しくは体幹				
		機能障害を有				
		する児童で、				
		所長が必要と				
		認めるもの又				
		は同程度の障				
		害を有する難				
		病患者等				
T 字	平衡機能又は	平衡機能又は	障害者が容易	障害児が容易	3年	3,000
状・棒	下肢若しくは	下肢若しくは	に使用し得る	に使用し得る		
状のつ	体幹機能に障	体幹機能に障	もの	もの		
え	害を有し、所	害を有する児				
	長が必要と認	童で、所長が				
	める者又は同	必要と認める				
	程度の障害を	もの又は同程				
	有する難病患	度の障害を有				
	者等	する難病患者				
		等				
移動・	平衡機能又は	平衡機能又は	おおむね次の	おおむね次の	8年	60,000
			ような性能を			
援用具			有する手す			
	·	·	り、スロープ			
			等であるこ			
		おいて介助を	,	ک _،		
	を必要とする	必要とする児	アー障害者の	ア 障害児の		

	老女什同程度	童で、原則と	身体機能の	身体機能の		
		して3歳以上				
	る無例忠有寺	のもの又は同				
			のであっ			
			て、必要な			
		者等	強度と安定			
			性を有する	性を有する		
			もの	もの		
			イ 転倒予	イ 転倒予		
			防、立ち上	防、立ち上		
			がり動作の	がり動作の		
			補助、移乗	補助、移乗		
			動作の補	動作の補		
			助、段差解	助、段差解		
			消等の用具	消等の用具		
			とする。た	とする。た		
			だし、設置	だし、設置		
			に当たり住	に当たり住		
			宅改修を伴	宅改修を伴		
			うものを除	うものを除		
			<.	<.		
特殊便	上肢障害2級	児童相談所若	障害者等が容	障害者等が容	8年	151,200
器	以上の者又は	しくは知的障	易に使用でき	易に使用でき		
	難病患者等で	害者更生相談	るもので温水	るもので温水		
	上肢機能に障	所で障害の程	温風を出し得	温風を出し得		
	害のあるもの	度が重度若し	るもの。ただ	るもの及び知		
		くは最重度で	し、取替えに	的障害児・者		
		あると判定さ	当たり住宅改	を介護してい		
		れた知的障害	修を伴うもの	る者が容易に		
		 児・者で、訓	を除く。	 使用し得るも		
		練を行っても		ので温水温風		
		自ら排便後の		を出し得るも		
		処理が困難な		の。ただし、		
		もの及び上肢		取替えに当た		
		障害2級以上		り住宅改修を		
				ノエロスドと		<u> </u>

		の児童で、原		伴うものを除		
		則として学齢		< 。		
		児以上のもの				
		又は難病患者				
		 等で上肢機能				
		に障害のある				
		もの				
火災警	障害等級2級	児童相談所又	室内の火災を	室内の火災を	8年	15,500
報器	以上で、かつ、	は知的障害者	煙又は熱によ	煙又は熱によ		
	火災発生の感	更生相談所に	り感知し、音	り感知し、音		
	知若しくは避	おいて障害の	又は光を発し	又は光を発し		
	難が著しく困	程度が重度又	屋外にも警報	屋外にも警報		
	難な障害者又	は最重度であ	ブザーで知ら	ブザーで知ら		
	は同程度の障	ると判定され	せ得るもの	せ得るもの		
	害を有する難	た知的障害				
	病患者等	児・者及び障				
		害等級2級以				
		上の児童で、				
		それぞれ火災				
		発生の感知又				
		は避難が著し				
		く困難なもの				
		又は同程度の				
		障害を有する				
		難病患者等				
自動消	障害等級2級	児童相談所又	室内温度の異	室内温度の異	8年	28,700
火器	以上で、かつ、	は知的障害者	常上昇又は炎	常上昇又は炎		
	火災発生の感	更生相談所に	の接触で自動	の接触で自動		
	知及び避難が	おいて障害の	的に消火液を	的に消火液を		
	著しく困難な	程度が重度又	噴射し、初期	噴射し、初期		
	障害者又は難	は最重度であ	火災を消火し	火災を消火し		
	病患者等で火	ると判定され	得るもの	得るもの		
		た知的障害				
	及び避難が著	児・者及び障				

	Ī	Ī	I	1	1	ſ
	しく困難な難	害等級2級以				
	病患者等のみ	上の児童で、				
	の世帯及びこ	それぞれ火災				
	れに準ずる世	発生の感知又				
	帯	は避難が著し				
		く困難なもの				
		又は難病患者				
		等で火災発生				
		の感知及び避				
		難が著しく困				
		難な難病患者				
		等のみの世帯				
		及びこれに準				
		ずる世帯				
電磁調	視覚障害2級	児童相談所又	視覚障害者が	知的障害者が	6年	41,000
理器	以上(日常生	は知的障害者	容易に使用し	容易に使用し		
	活上必要と所	更生相談所に	得るもの	得るもの		
	長が認める世	おいて知的障				
	帯)の者又は	害児・者とし				
	同程度の障害	て判定された				
	を有する難病	障害の程度が				
	患者等	重度又は最重				
		度であって18				
		歳以上のもの				
		又は同程度の				
		障害を有する				
		難病患者等				
步行時	視覚障害2級	視覚障害2級	視覚障害者が	視覚障害児が	5年	7,000
間延長	以上の者又は	以上の児童	容易に使用し	容易に使用し		
信号機	同程度の障害	で、原則とし	得るもの	得るもの		
用小型	を有する難病	て学齢児以上				
送信機	患者等	のもの又は同				
		程度の障害を				
		有する難病患				

		者等				
聴覚障	聴覚障害2級		音、声音等を		5年	87,400
害者用	以上 (日常生		視覚、触覚等			
屋内信	活上必要と所		により知覚で			
号装置	長が認める世		きるもの			
	帯)の者又は					
	同程度の障害					
	を有する難病					
	患者等					
視覚障	視覚障害2級	視覚障害2級	視覚に障害を	視覚に障害を	5年	59,800
害者用	以上の者又は	以上の児童	有する者の物	有する者の物		
音声IC	同程度の障害	で、原則とし	の識別を容易	の識別を容易		
タグレ	を有する難病	て学齢児以上	にする製品で	にする製品で		
コーダ	患者等	のもの又は同	あってICタグ	あってICタグ		
_		程度の障害を	その他の識別	その他の識別		
		有する難病患	情報を無線等	情報を無線等		
		者等	により読み取	により読み取		
			り、当該識別	り、当該識別		
			情報とあらか	情報とあらか		
			じめ関連づけ	じめ関連づけ		
			られた登録音	られた登録音		
			声データを音	声データを音		
			声により案内	声により案内		
			を行う機能を	を行う機能を		
			有する機器で	有する機器で		
			あって、点字、	あって、点字、		
			凸線等により	凸線等により		
			操作ボタンが	操作ボタンが		
			知覚でき、障	知覚でき、障		
			害者が容易に	害児が容易に		
			使用し得るも	使用し得るも		
			の	の		
地震防	障害等級4級	児童相談所又	地震発災若し	地震発災若し	5年	50,000
災用具	以上の者で、	は知的障害者	くは避難中に	くは避難中に		

		神神神の	再开扣纱纸厂	障害者が容易	陪実旧・耂が		
				障害有が容易 に使用し得る			
				もの又は地震			
				発災時に障害			
				者の安全を確			
				保する機能を			
			児・者又は障	有するもの	る機能を有す		
		る 難柄忠者寺	害等級4級以		るもの		
			上の児童で、				
			地震発災時の				
			安全確保が困				
			難なもの又は				
			避難生活に支				
			障が生ずるも				
			の又は同程度				
			の障害を有す				
			る難病患者等				
在	透析液	腎臓機能障害	腎臓機能障害	透析液を加温	透析液を加温	5年	51,500
宅	加温器	3級以上の者	3級以上の児	し、一定温度	し、一定温度		
療		で、自己連続	童で、原則と	に保つもの	に保つもの		
養		携行式腹膜灌	して3歳以上				
等		流法(CAPD)に	のもの又は同				
支		よる透析療法	程度の障害を				
援		を行うもの又	有する難病患				
用		は同程度の障	者等				
具		害を有する難					
		病患者等					
•	ネブラ	呼吸器機能障	呼吸器機能障	障害者が容易	障害児が容易	5年	36,000
	イザー	害3級以上若	害3級以上若	に使用し得る	に使用し得る		
	(吸入	しくは同程度	しくは同程度	もの	もの		
	器)	の身体障害者	の身体障害児				
		で、所長が必	で、所長が必				
		要と認める者	要と認める原				
			則として学齢				

	等で呼吸機能	児以上のもの				
	に障害がある	又は難病患者				
	もの	等で呼吸機能				
		に障害がある				
		もの				
定灵電	呼吸器機能障	呼吸器機能障	障害者が容易	障害児が容易	5年	56,400
たん吸	害3級以上若	害3級以上若	に使用し得る	に使用し得る		
引器	しくは同程度	しくは同程度	もの	もの		
	の身体障害者	の身体障害児				
	で、所長が必	で、所長が必				
	要と認める者	要と認める原				
	又は難病患者	則として学齢				
	等で呼吸機能	児以上のもの				
	に障害がある	又は難病患者				
	もの	等で呼吸機能				
		に障害がある				
		もの				
吸 引	呼吸器機能障	呼吸器機能障	障害者が容易	障害児が容易	5年	69,000
器・ネ	害3級以上若	害3級以上若	に使用し得る	に使用し得る		
ブライ	しくは同程度	しくは同程度	もの	もの		
ザー両	の身体障害者	の身体障害児				
用器	で、所長が必	で、所長が必				
	要と認めるも	要と認める原				
	の又は同程度	則として学齢				
	の障害を有す	児以上のもの				
	る難病患者等	又は同程度の				
		障害を有する				
		難病患者等				
酸素ボ	医療保険にお		障害者が容易		10	17,000
ンベ運	ける在宅酸素		に使用し得る		年	
搬車	療法を行う者		もの			
視覚障	視覚障害2級	視覚障害2級	障害者が容易	障害児が容易	5年	9,000
害者用	以上の者(日	以上の児童	に使用し得る	に使用し得る		
体温計	常生活上必要	で、原則とし	もの	もの		

(辛素	上昕트が訒め	て学齢児以上				
式)		のもの(当該				
10)		者の世帯が単				
		身世帯又はこ				
	患者等	れに準ずる世				
	心百寸	帯である場合				
		に限る。)又				
		は同程度の障				
		害を有する難				
		病患者等				
祖首腤	視覚障害2級		障害者が容易		5年	18,000
	以上の者(日		に使用し得る			
	常生活上必要		もの			
rr:==#1	と所長が認め					
	る世帯)又は					
	同程度の障害					
	を有する難病					
	患者等					
視覚障	視覚障害2級		障害者が容易		5年	15,000
害者用	以上の者(日		に使用し得る			
血圧計	常生活上必要		もの			
(音声	と所長が認め					
式)	る世帯)又は					
	同程度の障害					
	を有する難病					
	患者等					
パルス	呼吸機能障	呼吸機能障	脈拍数と経皮	脈拍数と経皮	5年	42,000
オキシ	害、心臓機能	害、心臓機能	的動脈血酸素	的動脈血酸素		
メータ	障害若しくは	障害若しくは	飽和度を測定	飽和度を測定		
-	同程度の障害	同程度の障害	でき、障害者	でき、障害児		
	を有する者	を有する児童	及び難病患者	及び介護者並		
	で、在宅酸素	で、在宅酸素	等が容易に使	びに難病患者		
	療法を行って	療法を行って	用できるもの	等が容易に使		

		呼吸哭を生姜	工呼吸器を装				
			着しているも				
			の(呼吸器又				
			は心臓機能障				
			害以外の場合				
			は医師が必要				
		認めた者)又					
			の) 又は難病				
			患者等で在宅				
		法を行ってい					
			っているもの				
			若しくは人工				
			呼吸器の装着				
			が必要なもの				
	パルス			 脈拍数と経皮	 脈拍数と経皮	5年	157,500
				的動脈血酸素		0 1	107,000
				飽和度を測定			
				でき、呼吸状			
				態を継続的に	·		
				モニタリング			
				することが可			
				能な機能を有			
	ングす	2200	2200		するもので難		
	ること				病患者等が容		
	が可能				易に使用でき		
	な機能			るもの	るもの		
	を有す						
	るも						
	の)						
情		 音声機能若し	 音声機能若し	携帯式で、言	携帯式で、言	5年	98,800
報	会話補	くは言語機能	くは言語機能	葉を音声又は	葉を音声又は		·
•				文章に変換す			
意				る機能を有			
思					し、障害児が		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- ,	- , ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		

疎		語に著しい障	語に著しい障	容易に使用し	容易に使用し		
通		害を有する者	害を有する原	得るもの	得るもの		
支		又は同程度の	則として学齢				
援		障害を有する	児以上のもの				
用		難病患者等	又は同程度の				
具			障害を有する				
			難病患者等				
	情報・	視覚又は上肢	視覚又は上肢	パーソナルコ	パーソナルコ	4年	150,000
	通信支	機能障害2級	機能障害2級	ンピュータ用	ンピュータ用		
	援用具	以上若しくは	以上若しくは	周辺機器又は	周辺機器又は		
		脳原性運動機	脳原性運動機	ソフト等であ	ソフト等であ		
		能障害(上肢	能障害 (上肢	って、障害者	って、障害児		
		機能障害に限	機能障害に限	が容易に使用	が容易に使用		
		る。)の者で、	る。)の児童	し得るもの	し得るもの		
		所長が必要と	で、所長が必				
		認める者又は	要と認めるも				
		同程度の障害	の又は同程度				
		を有する難病	の障害を有す				
		患者等	る難病患者等				
	点字デ	視覚障害2級		文字等のコン		6年	383,500
	ィスプ	以上の者で、		ピュータの画			
	レイ	所長が必要と		面情報を点字			
		認めるもの又		等により示す			
		は同程度の障		ことのできる			
		害を有する難		もの			
		病患者等					
	点字器	主に、情報の	主に、情報の	障害者が容易	障害児が容易	5年	10,400
		入手を点字に	入手を点字に	に使用し得る	に使用し得る		
		よっている視	よっている視	もの	もの		
		覚障害者又は	覚障害児又は				
		同程度の障害	同程度の障害				
		を有する難病	を有する難病				
		患者等	患者等				
	点字タ	視覚障害2級	視覚障害2級	障害者が容易	障害児が容易	5年	63,100

イプラ	以上の者(就	以上の児童	に使用し得る	に操作できる		
イター	労若しくは就	で、原則とし	もの	もの		
	学をしている	て就学若しく				
	者又は就労が	は就労をして				
	見込まれる者	いるもの又は				
	に限る。) 又	就労が見込ま				
	は同程度の障	れるもの又は				
	害を有する難	同程度の障害				
	病患者等	を有する難病				
		患者等				
視覚障	視覚障害2級	視覚障害2級	音声等により	音声等により	6年	85,000
害者用	以上の者又は	以上の児童	操作ボタンの	操作ボタンの		
ポータ	同程度の障害	で、原則とし	知覚又は認識	知覚又は認識		
ブルレ	を有する難病	て学齢児以上	ができ、かつ、	ができ、かつ、		
コーダ	患者等	のもの又は同	DAISY方式に	DAISY方式に		
_		程度の障害を	よる録音及び	よる録音及び		
		有する難病患	当該方式によ	当該方式によ		
		者等	り記録された	り記録された		
			図書の再生が	図書の再生が		
			可能な製品で	可能な製品で		
			あって、障害	あって、障害		
			者が容易に使	児が容易に使		
			用し得るもの	用し得るもの		
視覚障	視覚障害2級	視覚障害2級	文字情報と同	文字情報と同	6年	99,800
害者用	以上の者又は	以上の児童	一紙面上に記	一紙面上に記		
活字文	同程度の障害	で、原則とし	載された当該	載された当該		
書読上	を有する難病	て学齢児以上	文字情報を暗	文字情報を暗		
げ装置	患者等	のもの又は同	号化した情報	号化した情報		
		程度の障害を	を読み取り、	を読み取り、		
		有する難病患	音声信号に変	音声信号に変		
		者等	換して出力す	換して出力す		
			る機能を有す	る機能を有す		
			るもので、障	るもので、障		
			害者が容易に	害児が容易に		

			使用し得るも	使用し得るも		
			o	の		
視覚障	視覚障害2級	視覚障害2級	対応する携帯	対応する携帯	6年	4,980
害者用	以上の者又は	以上の児童	電話に接続す	電話に接続す		
音声コ	同程度の障害	で、原則とし	ることで、文	ることで、文		
ード読	を有する難病	て学齢児以上	字情報と同一	字情報と同一		
み上げ	患者等	のもの又は同	紙面上に記載	紙面上に記載		
補助ア		程度の障害を	された当該文	された当該文		
ダプタ		有する難病患	字情報を暗号	字情報を暗号		
		者等	化した情報を	化した情報を		
			読み取り、音	読み取り、音		
			声信号に変換	声信号に変換		
			して出力する	して出力する		
			機能を補助す	機能を補助す		
			るもので、視	るもので、視		
			覚障害者が容	覚障害児が容		
			易に使用し得	易に使用し得		
			るもの	るもの		
視覚障	視覚障害者又	視覚障害児又	画像入力装置	画像入力装置	8年	198,000
害者用	は所長が同等	は所長が同等	を読みたいも	を読みたいも		
拡大読	と認める難病	と認める難病	の(印刷物等)	の(印刷物等)		
書器	患者等であっ	患者等であっ	の上に置くこ	の上に置くこ		
	て、本装置に	て、本装置に	とで、簡単に	とで、簡単に		
	より文字等を	より文字等を	拡大された画	拡大された画		
	読むことが可	読むことが可	像 (文字等)	像(文字等)		
	能になる者	能になるもの	をモニターに	をモニターに		
		で、原則とし	映し出せるも	映し出せるも		
		て学齢児以上	の	の		
		のもの				
視覚障	視覚障害者又	視覚障害児又	読みたいもの	読みたいもの	5年	28,400
	け低巨が同筌	は所長が同等	(印刷物等)	(印刷物等)		
害者用					i l	
		と認める難病	の上に置いて	の上に置いて		
小型拡	と認める難病			の上に置いて 拡大された画		

	より文字等を	より文字等を	るもので、容	るもので、容		
	読むことが可	読むことが可	易に持ち運び	易に持ち運び		
	能になる者	能になるもの	のできるもの	のできるもの		
		で、原則とし				
		て学齢児以上				
		のもの				
視覚障	視覚障害2級		視覚障害者が		5年	13,300
害者用	以上の者又は		容易に使用し			
時計	同程度の障害		得るもの			
	を有する難病					
	患者等					
視覚障	視覚障害2級	視覚障害2級	テレビ放送等	テレビ放送等	5年	29,000
害者用	以上の者又は	以上の児童で	の音声を受信	の音声を受信		
ラジオ	同程度の障害	原則として学	する機能を有	する機能を有		
	を有する難病	齢児以上のも	し、視覚障害	し、視覚障害		
	患者等	の又は同程度	者等が容易に	者等が容易に		
		の障害を有す	使用し得るも	使用し得るも		
		る難病患者等	の	の		
聴覚障	聴覚障害者若	聴覚障害児又	通信回線に接	通信回線に接	5年	25,000
害者用	しくは発声・	は発声・発語	続することが	続することが		
印字型	発語に著しい	に著しい障害	でき、音声の	でき、音声の		
通信装	障害を有する	を有する児童	代わりに、文	代わりに、文		
置	者で、コミュ	であって、コ	字等の印字に	字等の印字に		
	ニケーショ	ミュニケーシ	より通信が可	より通信が可		
	ン、緊急連絡	ョン、緊急連	能な機器であ	能な機器であ		
	等の手段とし	絡等の手段と	り、障害者が	り、障害児が		
	て所長が必要	して所長が必	容易に使用で	容易に使用で		
	と認める者又	要と認めるも	きるもの	きるもの		
	は同程度の障	ので、原則と				
	害を有する難	して学齢児以				
	病患者等	上のもの又は				
		同程度の障害				
		を有する難病				
		患者等				

					_	_
聴覚障	聴覚障害者若	聴覚障害児若	通信回線に接	通信回線に接	5年	71,000
害者用	しくは発声・	しくは発声・	続することが	続することが		
映像型	発語に著しい	発語に著しい	でき、音声の	でき、音声の		
通信装	障害を有する	障害を有する	代わりに、映	代わりに、映		
置	者で、コミュ	児童であっ	像等により通	像等により通		
	ニケーショ	て、コミュニ	信が可能な機	信が可能な機		
	ン、緊急連絡	ケーション、	器であり、障	器であり、障		
	等の手段とし	緊急連絡等の	害者が容易に	害児が容易に		
	て所長が必要	手段として所	使用できるも	使用できるも		
	と認める者又	長が必要と認	の	の		
	は同程度の障	めるもので、				
	害を有する難	原則として学				
	病患者等	齢児以上のも				
		の又は同程度				
		の障害を有す				
		る難病患者等				
聴覚障	聴覚障害者	聴覚障害児	字幕及び手話	字幕及び手話	6年	88,900
害者用	で、本装置に	で、本装置に	通訳付きの聴	通訳付きの聴		
情報受	よりテレビの	よりテレビの	覚障害者用番	覚障害者用番		
信装置	視聴が可能に	視聴が可能に	組並びにテレ	組並びにテレ		
	なる者又は同	なる児童又は	ビ番組に字幕	ビ番組に字幕		
	程度の障害を	同程度の障害	及び手話通訳	及び手話通訳		
	有する難病患	を有する難病	の映像を合成	の映像を合成		
	者等	患者等	したものを画	したものを画		
			面に出力する	面に出力する		
			機能を有し、	機能を有し、		
			かつ、災害時	かつ、災害時		
			の聴覚障害者	の聴覚障害児		
			向け緊急信号	向け緊急信号		
			を受信するも	を受信するも		
			ので、障害者	ので、障害児		
			が容易に使用	が容易に使用		
			し得るもの	し得るもの		
人工喉	音声機能障害	音声機能障害	呼気によりゴ	呼気によりゴ	5年	70,100

	頭	者等、本装置	児等、本装置	ム等の膜を振	ム等の膜を振		
		により発声が	により発声が	動させ、ビニ	動させ、ビニ		
		可能になる者	可能になる者	ール等の管を	ール等の管を		
				通じて音源を	通じて音源を		
				口腔内に導き	口腔内に導き		
				構音化するも	構音化するも		
				の又は顎下部	の又は顎下部		
				等に当てた電	等に当てた電		
				動板を駆動さ	動板を駆動さ		
				せ経皮的に音	せ経皮的に音		
				源を口腔内に	源を口腔内に		
				導き構音化す	導き構音化す		
				るもの	るもの		
	点字図	主に、情報の	主に、情報の	点字により作	点字により作		所長が必
	書	入手を点字に	入手を点字に	成された図書	成された図書		要と認め
		よっている視	よっている視				た額
		覚障害者又は	覚障害児又は				
		同程度の障害	同程度の障害				
		を有する難病	を有する難病				
		患者等	患者等				
	人工内	聴覚障害者又	聴覚障害児又	人工内耳用電	人工内耳用電	3年	ボタン電
	耳用電	は同程度の障	は同程度の障	池等で、次の	池等で、次の	(池:2,500
	池	害を有する難	害を有する難	ア又はイのい	ア又はイのい	充	(月額)
		病患者等であ	病患者等であ	ずれかとす	ずれかとす	電	充電器及
		って、現に人	って、現に人	る。	る。	池	び充電
		工内耳を装用	工内耳を装用	アー人工内耳	アー人工内耳	及	池 :
		している者	しているもの	用ボタン電	用ボタン電	び	44,100
				池	池	充	
					イ 人工内耳		
				用充電器及		器)	
				び充電池			
排			ストーマを造				蓄便袋
泄	マ装具		設している身				月額
管		体障害者又は	体障害児又は	使用し得るも	使用し得るも		8,600

理		同程度の障害	同程度の障害	o	Ø		蓄尿袋
支		を有する難病	を有する難病				月額
援		患者等	患者等				11,300
用	収尿器	高度の排尿機	高度の排尿機	障害者又は介	障害児又は介		月額
具		能障害者又は	能障害児又は	助者が容易に	助者が容易に		8,500
		同程度の障害	同程度の障害	使用し得るも	使用し得るも		
		を有する難病	を有する難病	o	o		
		患者等	患者等				
	紙おむ	高度の排便機	高度の排便機	障害者又は介	障害児又は介		月額
	つ等	能障害若しく	能障害若しく	助者が容易に	助者が容易に		12,000
	(紙お	は排尿機能障	は排尿機能障	使用し得るも	使用し得るも		
	むつ、	害がある者又	害がある児又	の	O		
	洗腸用	は脳原性運動	は脳原性運動				
	具、サ	機能障害があ	機能障害があ				
	ラシ・	り、かつ、排	り、かつ、排				
	ガーゼ	便若しくは排	便若しくは排				
	等衛生	尿の意思表示	尿の意思表示				
	用品)	が困難な者又	が困難な児又				
		は同程度の障	は同程度の障				
		害を有する難	害を有する難				
		病患者等	病患者等				
住	居宅生	次のいずれか	次のいずかに	障害者の移動	障害児の移動	原	200,000
宅	活動作	に該当する者	該当する学齢	等を円滑にす	等を円滑にす	則1	
改	補助用	又は難病患者	児以上の児童	る用具で、小	る用具で、小	回	
修	具	等で下肢若し	又は難病患者	規模な住宅改	規模な住宅改		
費		くは体幹機能	等で下肢若し	修を伴うもの	修を伴うもの		
		に障害がある	くは体幹機能				
		もの	に障害がある				
		ア 下肢若し	もの				
		くは体幹機	ア 下肢若し				
		能障害又は	くは体幹機				
		乳幼児期以	能障害又は				
		前の非進行	乳幼児期以				
		性の脳病変	前の非進行				

ı	I]	1	İ]	1
		による運動	性の脳病変			
		機能障害	による運動			
		(移動機能	機能障害			
		障害に限	(移動機能			
		る。)を有	障害に限			
		する者で、	る。)を有			
		障害等級3	し、障害等			
		級以上の者	級3級以上			
		(ただし、	のもの (た			
		特殊便器へ	だし、特殊			
		の取替えを	便器への取			
		する場合は	替えをする			
		上肢障害2	場合は上肢			
		級以上の	障害2級以			
		者)	上のもの)			
		イ 視覚障害	イ 視覚障害			
		2級以上の	2級以上の			
		者	もの			
防	発動発	在宅で人工呼	在宅で人工呼	介護者が容易	介護者が容易	200,000
災	電機・	吸器を使用し	吸器を使用し	に使用し得る	に使用し得る	
用	人工呼	ている身体障	ている身体障	もので、かつ、	もので、かつ、	
具	吸器用	害者又は同程	害児又は同程	携帯すること	携帯すること	
	バッテ	度の障害を有	度の障害を有	が容易なもの	が容易なもの	
	リー	する難病患者	する難病患者			
		等	等			

日常生活用具給付申請書

4· 月 日

(完先) 湖西市福祉事務所長

申請者(保護者)

住 所

氏 名

1

個人番号

(対象者(児)との続栖)

T E L

下記のとおり、日常生活用具の給付を申請します。

なお、日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、 各関係機関に関西、限会、関策することを承諾します。

	住所 (居住地)	₹							
	ふりがな								
÷1	氏名								
対象者 (児)	個人番号								
H 0	生年月日		12	年	Ą	H	性別	男•	女
思	身体障害者手帳	手搬 番号	55	등	交付 年月日		q:	月	Е
		障害名	- 33			等额			鍦
	族育手帳	手機 番号	96	ę.	障害 程度		A • 1	В	
	聲病疾患名				症状				
世帯の状況	氏名	統柄	年齢	版業			信考	;	
紿	付希敦理由								
給有	付希望用具名								
希望	する形式・規模等								
	- 第								

日常生活用具绘付調查書

				H Water	1111/07/07/11/15 (FILE)	HC CC		
中部	排甲月 日				給付	주号 -		
	住所(居	住地〉						
31	氏名							
黎	性别							
対象者(児)	生年月日	3						
35	TEL							
	障害名及	なび障	害程度	等級				
	氏名		414	後者との総柄	聚税状况			備考
##:	14531		241	IN-ID C WARRIES	課税区分	市民税的	乔得鲁	141-0
帯								
真の								
状況								
100	非課税也	H-200	民名	Ä	所得	障害年金	手当	台計
			-					
超5	节区分		生	舌保護 低所得)	低所得2	般 定点	所得以上	
月智	GG ELR	ear	1 2 3 4 5	生活保護世帯 市民税非課税世 市民税非課税世 市民税課税世帯 市民税課税世帯	帯で対象者	の収入が80万	円を超え	37, 200円
給有	すの必要の	7有無		1有 ・ 23	ļ.			
給	ナレないの	由						
縮值	すする用身	裙						
希 图	選する形式	た規模	New York					
基注	四額			P	9			
見	責額			Р	9			
和	日春負担的	C)		P	9			
公司	責負担額			Р	9			
20	の他特定性	F-100						
	上記のとは	30職	駆しま	した。				
	年	Я	日		Nac	員氏名		(1)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 E

様

尚西市福祉事務所長

F1

給付番号		第一号
給付決定年月	1 🛮	
	氏名	
対象者(児)	生年月日	
	居住地	
給付する用品	1名	
希望する型は	力規模等	
	名称	
栄者	所在地	₸
	TEL	
見積緩		П
月額負担上的	持額	Ħ
利用者負担額		H
公費負担額		FI

- 注 意 については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。
- 事 項 2 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は 担保に供したりすることは、固く禁じられています。
 - 3 2に近反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったこと を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して [年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日 から起算して8か月以内に、劉西市を被告として(訴訟において劉西市を代表する者は制西 市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日 から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

核式第4号(第5条関係)

且常生活用具給付券

					HOLD THE HEAD IN A CARD LANGUAGE.				
1	給付番号								
2	給付券発行年月日								
			3 氏名						
	対象者(児)	Ī	4 生年	月日					
		Ì	5 居住地						
6	扶養する者の氏名								
7	対象者(児)との総柄								
8	給付する用具名								
9	希望する型式規模等								
10	見積額				Н				
11	月額負担上限額				Р				
12	利用者負担額				円				
13	公費負担額				PI				
		14	名称						
	築者	[5 所在地			Ŧ				
		16	TEL.						
17	受給者が棄者に提示する期限								
18	業者の公	費支持	S計求期II	程					
19	上記のとは	ยกล	や定する。		Ti.				
	年	H	H		Secure de Secial Mer.	dere a	27		En
-00	38 96 (C. ALAL) 4 (C. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A. A.				割西市標祉事務所長 4用者より受領した額 22 受領業者名			F1	
20	業者の納付した日 2			21	利用者より受領した獲	22	支票兼否》	10CM	101 D. D.
	年	ji.	B		ρ				(I)
							年	月	H
23	用具受領	年月1	及び受賞	買者氏。	Š.				
	年	ii)	п		受证	20			(Đ)
	年 儿 口								4.0
24	日常生活》	具具質	総者に代理	年受領-	を委任します。				
	q:	年 月 H			委任者			Ð	
25	検収年月	日及て	P検収者F	蒙·氏 :	å				
	年	Я	р		検収者				(A)
									1

注意 本表の1~19、25は獨西市、20~22は納付した業者、23、24は用具受験者が記入すること。

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号 年 月 日

様

湖西市福祉事務所長

Ħ

年 月 目付けで申請のあった側面市日常生活用具給付申請については、下記の理由により却下するので、側面市日常生活用具給付事業実施要綱第5条第3項の規定により、通知します。

ů.

却下する理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったこと を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として(訴訟において湖西市を代表する者は湖西市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

```
様式第1号(第4条関係)
```

(平27告示271・全改)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

(平23告示170・平28告示87・一部改正)

様式第4号(第5条関係)

(平23告示170・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平23告示170・平28告示87・一部改正)